

令和3年度 石川県教育委員会会計年度任用職員の募集案内 (週29時間未満(旧パートアルバイト))

石川県立小松瀬領特別支援学校

会計年度任用職員とは、令和2年4月から施行される地方公務員法第22条の2によって定められる一般職の地方公務員で、非常勤の職員です。

1 募集区分、勤務場所、主な職務内容及び採用予定数

区分	勤務場所	主な職務内容	採用予定数
短時間 非常勤職員	石川県立小松瀬領 特別支援学校 (小松市瀬領町 丁138-1)	スクールバスの添乗(児童生徒の見守り 介助)及び消毒等の軽作業 ※1台のスクールバスに2人で添乗	1名

※上記以外の県教育委員会の会計年度任用職員の募集については、県教育委員会のホームページ又はハローワーク等でご確認ください。

2 勤務条件等

項目	内容
任用期間	令和3年4月1日以降の勤務可能日から令和4年3月31日まで
勤務時間	週の勤務日数2日(火曜日・金曜日) 7:15~8:55(1時間40分)
休日等	土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで) 春夏冬季休業日 土・日・祝日に勤務有り(行事の場合)※振替休有り
報酬等	報酬時給 1,014円 ※その他、通勤手当相当額が支給されます。 (条例改正等により変更される場合あり)
休暇	年次有給休暇、夏期休暇、忌引休暇 等
社会保険等	労災保険が適用されます。公務上又は通勤による災害についての補償制度があります。
服 務	地方公務員法上の各規定が適用され、かつ、懲戒処分の対象となります。 (例) 法律及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務 等 採用後1か月間は条件付採用期間とし、この期間良好な成績で勤務した場合、正式に短時間非常勤職員として採用されます。

3 応募資格

次のいずれにも該当しないこと（地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しないこと）

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 石川県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 応募方法

指定の応募用紙に必要事項を記入し、次の宛先に持参又は郵送してください。

（宛先）

〒923-0183

石川県小松市瀬領町丁138-1

石川県立小松瀬領特別支援学校 会計年度任用職員募集担当

※封筒の表に「石川県教育委員会会計年度任用職員希望」と朱書きしてください。

5 応募期間

窓口での受付時間は、9時から16時50分までとなります。

土曜日・日曜日・祝日等の学校休業日は受付を行いません。

6 選考試験

(1) 選考方法

応募用紙をもとに、面接試験を行います。

(2) 面接日

面接日時及び会場は、応募者にご連絡します。

(3) 内定

選考試験の結果については、面接後約1週間以内にご連絡をします。

7 その他

- ・提出された書類は一切返却しません。
- ・提出書類及び選考試験時に取得した個人情報、採用事務以外の目的には一切使用しません。

<問い合わせ先・応募先>

〒923-0183

石川県小松市瀬領町丁138-1

石川県立小松瀬領特別支援学校

TEL 0761-46-1324

FAX 0761-46-1403